

## 西宮市公共事業評価委員会傍聴規程

### (目的)

第1条 この規程は、西宮市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

### (傍聴の手続き)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式1）に自己の氏名、住所を記入しなければならない。

2 傍聴の申し出は、委員会の開始予定時刻の10分前までに行わなければならない。ただし、傍聴しようとする者の数が傍聴席の数に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴しようとする者の数が傍聴席の数を超える場合は、抽選により、傍聴することができる者を定める。

4 傍聴を認められた者は、係員の指示に従い、会場に入場するものとする。

5 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

### (傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 議事に対して批判又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身に付ける等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会審査の妨害となるような行為をしないこと。

### (違反に対する措置)

第5条 会長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

### (傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条の規定に基づいて会長に退場を命じられたとき又は委員会が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(会長又は係員の指示)

第7条 傍聴人は、この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴について会長又は係員の指示に従わなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成28年1月20日から実施する。

(様式 1)

傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日  
西宮市公共事業評価委員会

番号	住 所	氏 名